

## 令和2年度研修の受講にあたって

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会

1 本会では、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、受講者の安全確保を図るため、次の対策を行います。

- (1) 研修の定員は100人以下かつ研修室の収容人員の半分以下の人数とします。そのため、申込者数が定員を超過した場合は、県で受講者を選考させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 受付前に非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の方は、参加不可といたします。
- (3) 手指用アルコール消毒液を会場出入口に配置いたします。
- (4) 会場の換気、ドアノブ等の消毒を適宜行います。
- (5) 受講者間の距離を確保した座席の配置を行います。
- (6) 職員はマスク着用で対応いたします。

## 2 受講者の皆様へのお願い

- (1) 受講確定後、次に該当する方は、参加を控えて、速やかに下記事務局へ連絡してください。
  - ・発熱や風邪症状などがあり体調不良の方
  - ・研修日前2週間以内に感染が拡大している地域を訪問した方及び当該地域からの来訪者と濃厚接触した方
  - ・身近に感染が疑われる方がいる場合や、所属法人・施設等から受講の自粛を求められている場合など、新型コロナウイルス感染症の影響により受講が難しくなった方
- (2) 各自でマスクを必ず用意の上、着用してください。マスクをしていない場合は、参加をお断りします。
- (3) こまめな手洗い・うがい・咳エチケット、備え付けの消毒液の使用、休憩時間においても受講者間の距離を取り、会話も出来る限り控えるなどの感染症対策にご協力をお願いいたします。
- (4) サインペンやマーカーなどの文房具の持参の指示があった場合は、必ず用意してください。
- (5) 会場では、定期的に換気を行いますので、冷房機能の低下が懸念されます。熱中症対策として、研修中のこまめな水分補給をお願いいたします。
- (6) 保健所等より要請があった場合は、必要な情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

研修課（電話番号076-221-1833） 受付時間：平日8時30分～17時15分

※本書は、6月24日時点のものであり、今後の状況に応じて随時見直しを行います。

# 令和2年度相談支援従事者初任者研修 開催要綱

## 1. 目的

障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とします。

## 2. 主催

石川県

## 3. 実施機関

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

## 4. 協力団体

石川県相談支援専門員協会

## 5. 対象者

(1) 相談支援専門員として従事しようとする者で、次のア、イ、ウ全てを満たす者・・・全日程受講（講義＋演習＋実習）

ア 県内の相談支援事業所において相談支援専門員として従事しようとする者

（研修申込時に従事予定の相談支援事業所名を入力してください。）

イ 原則として、受講時点（9月24日）までに必要な実務経験（※）を満たす見込みのある者

※詳細は別添資料1をご確認ください。

ウ 演習の際に課題を提出することが可能な者

（11. 課題の提出について を参照のこと。）

(2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等という）として従事しようとする者で、次のア、イどちらも満たす者・・・講義のみ受講

ア 県内の障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として活動しようとする者 （研修申込時に従事予定の障害福祉サービス事業所名を入力してください。）

イ 原則として、受講時点（9月24日）において必要な実務経験（※）を満たす見込みのある者

※詳細は別添資料2をご確認ください。

注1) サービス管理責任者等として従事するためには、本研修の講義部分（2日間）の受講及び別途開催するサービス管理責任者等基礎研修（以下、基礎研修という。令和2

年度は開催時期未定) 及びサービス管理責任者等実践研修 (以下、実践研修という。令和3年度以降実施予定) を受講する必要があります。(基礎研修の開催日程等の詳細については、本会ホームページ新着情報一覧における「令和2年度福祉総合研修センター担当研修年間計画」(毎週月曜日更新) に順次掲載予定ですので、受講を希望される方はご確認ください。)

注2) 令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者で、基礎研修了時点においてサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている者は、実践研修修了前であっても、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているとみなされます。

注3) 上記の注2) に該当しない者は、実践研修修了まで次の取り扱いとなります。

- ・既にサービス管理責任者等を1名配置している場合において、2人目のサービス管理責任者等として配置できる。
- ・個別支援計画「原案」を作成することができる。

注4) サービス管理責任者等とサービス提供責任者は異なります。サービス提供責任者(居宅系のサービス) については、当研修の受講は特に必要ありません。

## 6. 定員

(1) 全日程受講者・・・48名 講義のみ受講者・・・52名

※1 県内の事業所からの申込のみとさせていただきます。

※2 定員超過の場合には、県で受講者を選考させていただく場合があります。

※3 原則、下記に該当する者を優先的に受講決定させていただきます。

今年度もしくは次年度の早い時期に新規に事業を開始しようとする場合であって、基準省令上、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者(以下、「相談支援専門員等」という。)として新たに資格の取得が必要な者(過去に取得した資格を喪失し、新たに取得し直す者を含む)。

※該当する場合は、10.「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項(10)・(11)を参照のこと。

※4 各事業所において推薦順位が高い方を優先的に受講決定させていただきます。

## 7. 受講費用

全課程：4,000円

※講義のみ受講される方は1,500円となります。

※受講費用は、講義当日(9月24日)に現金で徴収しますので、お釣りの無いようお願いいたします。

## 8. 日程及び会場

区分	グループ/日程	期日	会場
講義	A会場 (全課程)	令和2年 9月24日(木)	石川県地場産業振興センター 新館1階 コンベンションホール (金沢市鞍月2-1)
	B会場 (講義のみ)	令和2年 9月25日(金)	石川県地場産業振興センター 新館2階 第10研修室 (金沢市鞍月2-1)
演習	1日目	令和2年10月13日(火)	調整中(複数会場に分けて実施予定)
	2日目	令和2年10月14日(水)	
	3日目	令和2年10月29日(木)	
	4日目	令和2年11月25日(水)	
	5日目	令和2年11月26日(木)	
実習		詳細は演習時にお伝えいたします。	

※研修内容の詳細は、別紙プログラムをご参照ください。

※講義部分については、全課程受講者はA会場、講義のみ受講者はB会場での受講となります。

※新型コロナウイルス感染対策として、会場の収容人数を減らすため2会場にて実施することとなりました。B会場はサテライト会場となり、A会場の講義のライブ中継となります。

※演習会場については、9月4日(金)頃に本会ホームページに掲載予定です。その際、「受講票」に記載の「受付番号」で、どの会場での受講になるかを指定いたしますのでご確認ください。

## 9. 参加申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、下記期日までにお申込みください。

なお、ホームページから申込みできない場合は、本会あてにご連絡ください。

※申込期限 8月27日(木)

<p>① 石川県社会福祉協議会ホームページ (URL: <a href="http://www.isk-shakyo.or.jp/">http://www.isk-shakyo.or.jp/</a>) の上部メニュー <b>福祉の研修</b> をクリックします。</p> <p>② 「研修新着情報」から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。</p> <p>③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の <b>申込</b> をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。</p> <p>④ 必要事項(※印は必須項目)を入力後、<b>申込確認画面へ</b> をクリックし、入力内容を確認の上、<b>申し込む</b> をクリックして、申し込み完了です。</p> <p>⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。</p> <p>メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。</p> <p>なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。</p>
---

## 10. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

(1) 事業所種別、職種であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に入力してください。

(2) 「推薦順位」欄は、受講希望者が同一施設内で複数いる場合に入力してください。

(3) 生年月日を修了証書等に記載しますので、誤りのないよう入力してください。

※ご本人確認等で必要となります。詳しくは、13. 修了証書等の交付等・注3参照。

- (4) 「保有している資格」欄には資格を入力してください。資格がない場合は、「なし」と入力してください。(入力例 看護師、介護福祉士、保育士、訪問介護員2級以上等)
- (5) 「相談支援業務に係る実務経験年数」欄は、市町窓口、施設等において相談支援業務に従事した経験年数を入力してください。
- (6) 「直接支援業務に係る実務経験年数」欄は、施設等において直接支援業務(介護業務等)に従事した経験年数を入力してください。
- (7) 「所属先の主たる対象」欄は、身体障害、知的障害、精神障害を入力してください。複数該当する場合は、複数入力してください。
- (8) 「研修種別」欄は、下記の通り○×で入力してください。

全課程受講する場合

研修種別：全課程	○
研修種別：講義のみ	×

講義のみ受講する場合

研修種別：全課程	×
研修種別：講義のみ	○

- (9) 「事業所(従事予定)」欄は、従事予定の相談支援事業所または障害福祉サービス事業所の事業所名を入力してください。
- (10) 「実習の希望先」欄には、次のとおり入力してください。
- ① 所属先の法人内の相談支援事業所を希望する方  
⇒ 「所属内(具体的な事業所名)」と入力してください。
  - ② 所属先の法人内に相談支援事業所がない方・所属先の法人内に相談支援事業所はあるが特に法人外の相談支援事業所を希望する方  
⇒ 「所属外」と入力してください。
  - ③ 特に所属のない方  
⇒ 「所属なし」と入力してください。
- (11) 「新規事業開始予定」欄は、今年度もしくは次年度の早い時期に新規に事業を開始する予定のある場合、事業所名と開業予定時期を入力してください。  
(例 ○○事業所、R3 4月より開業予定)
- (12) 「初任者研修再受講」欄は、過去に取得した資格を喪失した方で、今年度新たに取得し直す場合は、「資格喪失のため再受講」と入力いただき、本研修修了証書の写し(2回以上本研修を受講されている方は、一番最後に受講した年度の修了証書)を本会あてに8月27日(木)までに郵送またはFAXにて送付してください。

## 11. 課題の提出について

研修受講が決定された全日程受講者は、「ケアマネジメント過程を実際に体験し、障害者本人を理解する視点について学びを深める」ことを目的として、演習4日目に課題を提出していただきます。

詳細は演習3日目にご案内します。

## 1 2. 受講者の承認

定員の範囲で受講者を承認し、結果は9月4日(金)頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

※受講承認の日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

※選考基準の参考とさせていただくため、1事業所から複数人お申し込みの場合、推薦順位の入力をお願いします。)

## 1 3. 修了証書等の交付等

全課程を修了した者には修了証書を、講義のみを受講した者には受講証明書を交付します。

注1) 自然災害や交通機関の遅れ等のやむをえない事情がある場合を除き、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

注2) 受講態度が著しく不良である場合(居眠りや受講中の携帯電話の使用等)は、修了した者として認めない場合があります。

注3) 修了証書及び受講証明書には、ご入力いただいた生年月日・受講者氏名が記載されます。ご本人確認等で必要となりますので、必ずお間違えのないようご注意ください。

注4) 修了証書及び受講証明書の再発行についてのお問合せは、石川県障害保健福祉課までお願いします。

## 1 4. 昼 食

各自で準備願います。

## 1 5. 個人情報の取り扱い

(1) 相談支援体制の整備のため、今年度の本研修の全課程受講者については、法人名、事業所名及び受講者氏名について市町に情報提供させていただくことを予定しておりますので、ご了承ください。

(2) 受講申込に関する個人情報は、本研修の運営及び修了者名簿の作成等ために使用し、他の目的で使用したり、無断で第三者に提供することはありません。

## 1 6. 申込・問い合わせ先

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 谷内、宮腰  
〒920-0964 金沢市本多町3-2-15 TEL076(221)1833 FAX076(221)1834

※資格要件等についてのお問い合わせは、石川県障害保健福祉課までお願いします。

076-225-1428

※申込担当者におかれましては、要綱一式を必ず受講予定者ご本人に渡し、諸事項等を伝達願います。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期もしくは中止とする場合があります。

その際は、お申込みいただいた方にメールでご案内するとともに、本会ホームページ新着情報に掲載しますので、ご留意願います。

# 令和2年度 相談支援従事者初任者研修プログラム

## ◇講義

開催日	時間	内容	目的
[1日目] 9月24日(木)	9:00～ 9:25	受付	※全席指定席です。研修初日のみ9:00までにご着席ください。
	9:25～ 9:30	事務オリエンテーション	
	9:30～ 10:00	ガイダンス	研修の位置づけや講義内容、意図の説明。また、上記の研修の目標、課題について説明し、研修の目的を明確にする。
	10:00～12:00	「相談支援の目的」	障がい者の人権について理解を深め、実践から、障がい者を取り巻く環境や障がい児者の置かれている状況を理解するとともに、相談支援の目的を理解する。
	12:00～13:00	昼食	
	13:00～13:40	「相談支援の目的」 障がい者の地域生活支援	当事者発表を通じ、障がいのある方の暮らし、楽しみやつらさなどの生の声を聞くことで実践に役立てる。
	13:50～15:20	「障害者総合支援法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解」	障害者総合支援法の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、関連する法律の理解をする。
	15:30～17:00	「相談支援における地域への視点及び障害者総合支援法における相談支援の基本」	障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員のとサービス管理責任者の役割、両者の関係性を理解する。 サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止をはかるために相談支援専門員とサービス管理責任者が果たすべき役割を理解する。
	17:00	終了	

開催日	時間	内容	目的
[2日目] 9月25日(金)	9:00～9:25	受付	
	9:25～9:30	事務オリエンテーション	
	9:30～11:30	相談支援の基本的視点 I	エンパワメント及び本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するにあたり、相談支援の基本的な姿勢について理解を深める。
	11:30～12:30	昼食	
	12:30～14:00	相談支援に必要な技術	本人を中心とした(本人の選択・決定)支援にあたり、獲得すべき技術についての理解を深める。
	14:10～15:40	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(ケアマネジメント概論)	事例等を活用し、本人を中心としたケアマネジメントの目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて理解する。
	15:50～17:10	地域の活用と相談支援体制の構築	個別の相談支援活動から見出される課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的や仕組み、機能について理解する。 各相談支援事業の役割と機能(指定・委託・基幹)の役割を理解し相互が連携することにより効果的な相談支援体制が構築されることとの理解を深める。

※A会場の全課程受講者は、研修終了後に実習に関する説明があります。



◇演習

開催日	時間	内容	目的
	8:30～8:55	受付	
	8:55～9:00	事務オリエンテーション	
[1日目] 10月13日(火)	9:00～17:05 昼休憩 (60分) その他 適宜休憩	「ケアマネジメントの実践」 (演習Ⅰ)	演習1日目のタイムスケジュールを提示する。 研修の目標、課題、演習の目的を確認する。  事例を通して、本人主体の視点やアセスメントの重要性を理解する。
	9:00～16:30	ケアマネジメントの実践 「演習Ⅱ」	事例を通して、本人主体の視点やアセスメントの重要性を理解する。
[2日目] 10月14日(水)	9:00～16:30 昼休憩 (60分) その他 適宜休憩	実習ガイダンス	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習する実習方法について説明する。
	9:00～16:30	ケアマネジメントの実践 「演習Ⅲ」	実習で作成した各自のアセスメントについて共有し、計画作成の確認を行う
[3日目] 10月29日(木)	9:00～16:30 昼休憩 (60分) その他 適宜休憩	実地研修ガイダンス	地域における実地研修の方法について確認を行う
	9:00～16:30	ケアマネジメントの実践 「演習Ⅳ」	実習で作成した各自のサービスのサービスマニュアル等利用計画書を共有し、理解を深めるとともに、その後につなげるモニタリングについても理解する。
[4日目] 11月25日(水)	9:00～16:00 昼休憩 (60分) その他 適宜休憩	ケアマネジメントの実践 「演習Ⅴ」	実地研修における相談支援専門員として活動するフィールドの理解を深めるとともに、これまでの研修をふりかえり、相談支援専門員として実践していく準備とする。

## 「相談支援専門員」の要件

- ① 基本的な考え方  
相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験（3年、5年、10年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。  
なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。
- ② 実務経験の対象となる業務（別添資料1-②のとおり）
  - 障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援の業務
  - 障害者の就労、教育の分野における相談支援の業務
  - 業務及び介護等の業務
- ③ 研修の受講  
実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修）を受講し、相談支援専門員になることができる。

## 相談支援専門員の要件となる実務経験等

### ○ 次の①から④のいずれかの要件を満たすこと

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
  - ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
  - ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
  - ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
- ※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上  
○ 3年以上(540日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)

### ○ 実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イから二に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者
- ニ 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

(別添資料1ー③)

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用者※<sup>1</sup> 等が、介護等の業務(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者

ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間  
障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者

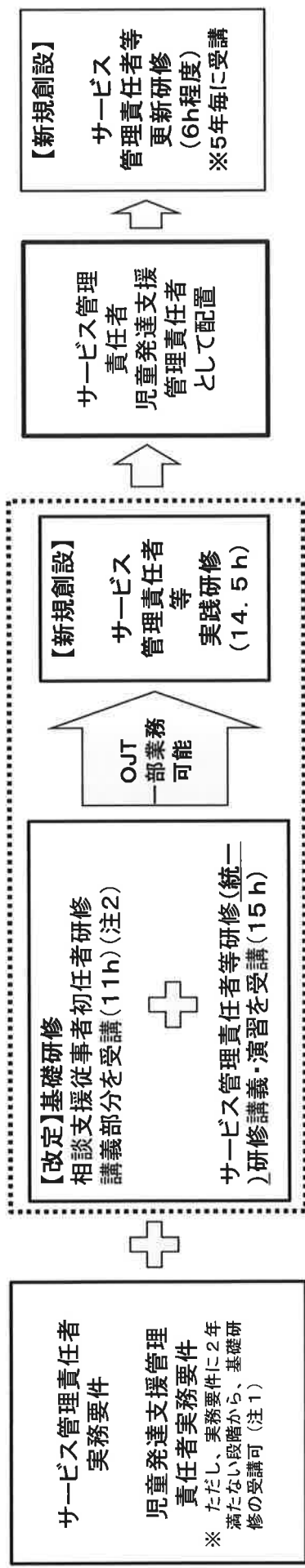
第6 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※<sup>1</sup> 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、児童指導員任用資格者、保育士

# 「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件



(注1) 実務経験については、「別添資料2」を参照。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間)をいう。

(注) 実践研修及び更新研修に係る一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

サービス管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務(※1)	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上
		ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者	
		iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)	
直接支援業務(※2)	次 <i>i</i> ～ <i>v</i> に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間	i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従事者、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床にかかるもの	
		ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者	
		iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	
		iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者	
		v 特別支援学校の従業者	
/	社会福祉主事任用資格者でない者が、bの <i>i</i> ～ <i>v</i> の直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上	
		a～c通算3年以上 かつd通算3年以上	

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※1)相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※2)直接支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、技能能力の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等に関する指導を行う業務をいう、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務をいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者(児)の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	i 地域生活支援事業における相談支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		ii 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
		iii 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者	
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)	
直接支援業務	次のi～ivに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)	
	i 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病室の従業者		
	ii 障害児通所支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者		
	iii 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者		
	iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従事者		
v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者			
障害者(児)の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	c 社会福祉主事任用資格者でない者が、bのi～ivの直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)	
	d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間		

注1)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

## 令和2年度相談支援従事者等研修

### 障害のある受講者に対する希望等調査書

研修をより快適に受講していただくため、下記の項目に必要事項を記入し、参加申込書とともに提出してください。（希望者がいない場合、提出は不要です。）

なお、本調査書を提出された希望者に対しては、詳細について直接確認をとらせて頂く場合があること、また、希望に十分に対応しきれない場合もあることを予めご了承ください。

市町名・施設等名 \_\_\_\_\_

本人の状況	ふりがな 希望者氏名	
	障害分野	身体 ・ 知的 ・ 精神 ・ 難病
	障害の種類	・ 視覚障害 ・ 聴覚障害 ・ 肢体不自由 ・ 内部障害 ・ その他（ ）
	使用補装具等	・ 車いす ・ 電動車いす ・ 盲導犬 ・ 介助犬 ・ その他（ ）
配慮を希望する事項	拡大読書器	要 ・ 不要
	拡大文字資料	要 ・ 不要
	電子媒体資料	要 ・ 不要
	手話通訳者	要 ・ 不要
	その他	
特記事項		